r2は、家畜共済及び任意共済の区分ごとに、当該事業年度の前各事業年度のうち当該農業共済組合等が旧規則第二十四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により定款等で定める期間に属する各事業年度の共済掛金の合計金額（家畜共済にあっては、当該合計金額のうち組合員等の負担に係る部分の金額の合計額）を重みとして、当該各事業年度の総保険金額の総共済金額に対する割合を算術平均して得た率

○農林水産省告示第六百二十八号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第三十四条第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する有価証券を次のように定める。

平成三十年三月二十七日　農林水産大臣　**齋藤　健**

農業保険法施行規則第三十四条第三号の農林水産大臣が指定する有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一　特別の法律により法人の発行する債券
二　一般担保付きの社債券
三　公社債投資信託の受益証券
四　貸付信託の受益証券

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百二十九号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十六条第二項及び第三項並びに第九十九条第二項第一号及び第三項第一号ロの規定に基づき、同令第九十六条第二項の全損耕地支払開始割合等を次のように定める。

平成三十年三月二十七日　農林水産大臣　**齋藤　健**

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十六条第二項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる引受方式（規則第八十七条第一項に規定する引受方式をいう。以下同じ。）及び同表の中欄に掲げる規則第九十六条第一項各号の規定により組合員等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

引受方式	組合員等が申し出た割合	全損耕地支払開始割合
全相殺方式（規則第八十七条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）及び地域インデックス方式（同項第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）	百分の十	百分の三十
	百分の二十	百分の四十
	百分の三十	百分の五十
半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）	百分の二十	百分の三十
	百分の三十	百分の四十
	百分の四十	百分の五十

2　規則第九十六条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される数量（以下「全損耕地減収量」という。）は、全損耕地（同項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる引受方式に応じ、当該各号に定める数量とする。

一　全相殺方式及び地域インデックス方式　移植不能耕地（規則第九十六条第二項に規定する移植不能耕地をいう。以下同じ。）以外の耕地にあっては当該全損耕地の耕地別基準収穫量（同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。）に相当する数量、移植不能耕地にあっては当該全損耕地の耕地別基準収穫量に次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号又は第三号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	百分の六十五
百分の二十	百分の七十
百分の三十	百分の七十五

二　半相殺方式　移植不能耕地以外の耕地にあっては当該全損耕地の耕地別基準収穫量に相当する数量、移植不能耕地にあっては当該全損耕地の耕地別基準収穫量に次の表の上欄に掲げる規則第九十六条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の六十五
百分の三十	百分の七十
百分の四十	百分の七十五

3　規則第九十六条第三項の農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる引受方式及び同表の中欄に掲げる同条第一項各号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

引受方式	組合員等が申し出た割合	半損耕地支払開始割合
全相殺方式及び地域インデックス方式	百分の十	百分の三十
	百分の二十	七十分の二十三
	百分の三十	十四分の五
半相殺方式	百分の二十	百分の三十
	百分の三十	七十分の二十三
	百分の四十	十四分の五

4　規則第九十六条第三項第一号ロの農林水産大臣が定めるところにより算定される数量（以下「半損耕地減収量」という。）は、半損耕地（同項に規定する半損耕地をいう。以下同じ。）ごとに、当該半損耕地の耕地別基準収穫量の二分の一に相当する数量とする。

5　規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定める割合（以下「全損耕地補償割合」という。）は、次の表の上欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	全損耕地補償割合
百分の九十	百分の七十
百分の八十	百分の六十
百分の七十	百分の五十